

付属資料4 関係機関との手続き

道路上で交通の妨害となる測量を行う場合は、道路使用許可申請書の提出を行う。MMSなどの移動測量機器の申請は不要であるが、同一箇所にて測量を行い申請対象かわからない場合、人流が多い地区では、管轄する警察署に問い合わせを行い、判断を仰ぐのが望ましい。

測量対象の道路、通路等の管理者を特定し、事業の目的、作業概要、作業期間、作業範囲、安全管理、緊急連絡先等を記載した作業計画書をもとに測量概要について説明を行う。管理者から測量の許可を得たら、その他に管理者がいないか確認する。商店街などは道路管理者の他に商店街の組合などに連絡することもあるため留意が必要である。

占用（利用）申請、立入申請などの提出など、測量前の提出書類の確認を管理者とおこなっておく。測量開始時、測量終了時には関係者にその旨、連絡を行う。

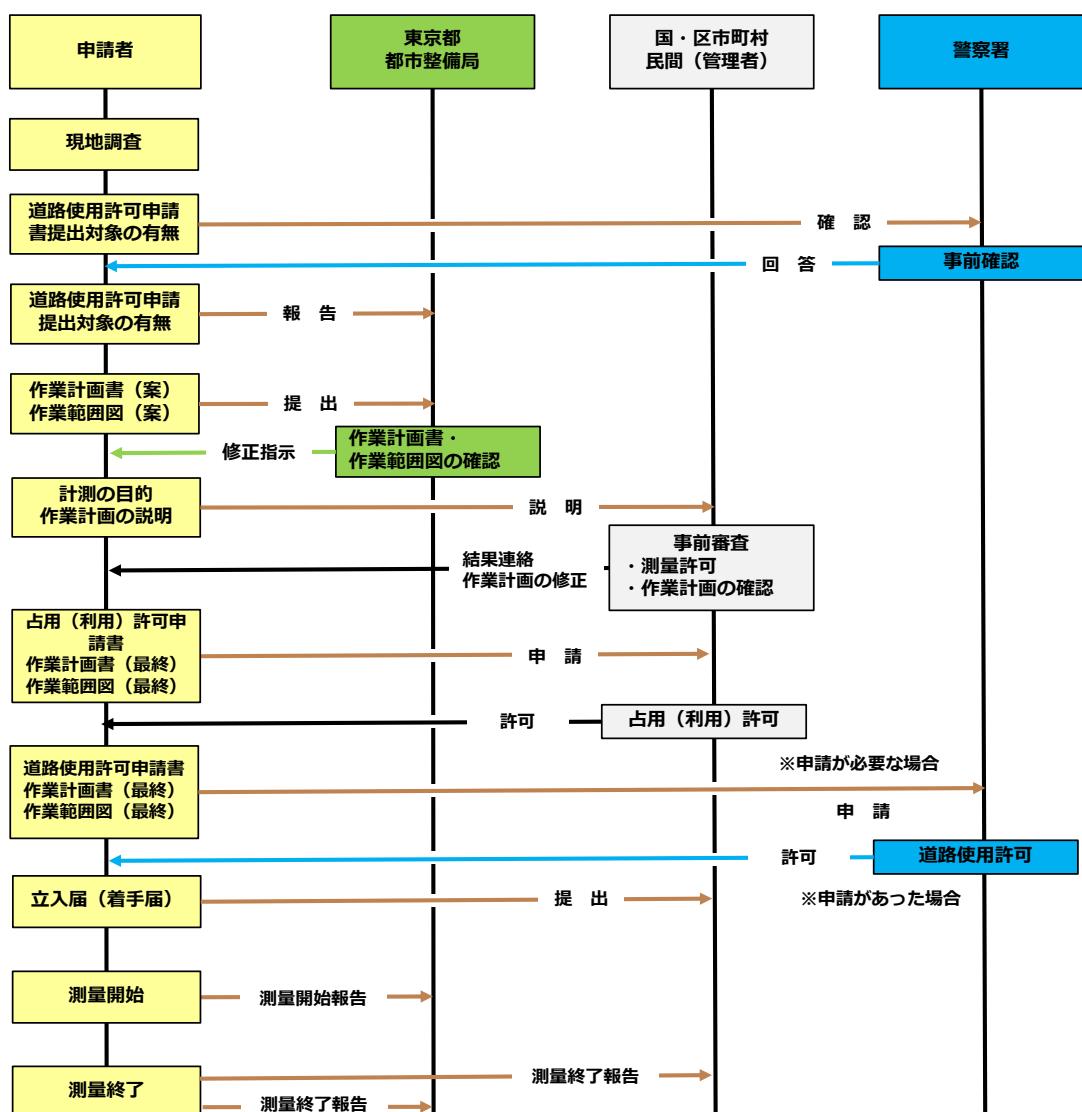


図 測量前の関係者との手続き